

風邪症状で受診するものへの当面の対応

(未)

2009/8/14

当院の体制が“第3段階における院内対応マニュアル”に移行するまで(院内発熱外来専属担当医の配置が必要になるまで)の当面の間、通常勤務帯での対応を以下のようにします。

1: 風邪症状のある者のスクリーニング

- 1) 総合案内に担当者を配置し、問診を行う。
- 2) 総合案内ではスクリーニングできず、直接待合に行つた場合の対応

(小児→小児科外来、成人→内科1診)

- ① 各科担当看護師は、風邪症状のある新患に対し、総合案内で問診を受けたかどうかを確認する。

- ② 問診を受けていない場合は、問診を行う。

【問診事項】

- ① 発熱の有無
- ② 自覚症状(特に急性呼吸器症状)
- ③ 同じ症状の者が周囲にいないかどうか
- ④ 1週以内の旅行歴

2: 診察場所の決定

- 1) 問診を行つた担当者は、担当医に問診結果を報告する。

担当医: 小児科→小児科医師、成人→内科新患担当医師

* バックアップ医師(佐竹)

小児科または内科の担当医が急患対応等で対応不能な場合は、バックアップ医師が対応する。

- 2) 担当医は、問診の内容からインフルエンザが疑われるかどうか判断する。

- 3) インフルエンザが疑われる場合→院内発熱外来で診察

インフルエンザが否定できる場合→通常の診察室で診察

- 4) 判断に迷う場合は、原則院内発熱外来で診察する。

3: 院内発熱外来での対応

- 1) 必要な問診・診察を行う

- 2) インフルエンザ迅速キット

- 3) 診断とその後の対応(第3段階における院内対応マニュアル参照)

① インフルエンザと診断

軽症→治療を行い自宅療養

重症→適切な施設への入院(小児:竹田、妊婦:中央、その他:当院)

② インフルエンザ否定

通常の診療を継続する。